



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	'*Did Frank probably beat all his opponents?' の構造 (2) : 発話における話者の態度の一貫性について
Author(s)	葛西, 清蔵
Citation	北海道大學文學部紀要, 32(2), 115-147
Issue Date	1984-03-17
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33481
Type	departmental bulletin paper
File Information	32(2)_PL115-147.pdf



‘*Did Frank probably beat all his opponents?’ の構造

——発話における話者の態度の一貫性について——

(2)

葛 西 清 蔵

0. 筆者は葛西(1981)において、発話の中で話者の心的態度が一貫していなくてはならないことをのべた。本稿はその続きをなすものであり
1. では筆者の(1981)における主張を概観し、2. では it is surprising と surprisingly のような法的な表現についての中右(1979), (1980)を批判的に検討し、3. では Nakajima(1982)にみられる副詞の分類(とくに Group-A (fortunately), Group-B (probably))の正当性について論じ、最後に 4. では命題全体にかかる副詞とは別の観点から、発話における話者の態度の一貫性が必要であることを示すいくつかの場合をあげる。5. ではそれらをまとめ筆者の(1981)の主張が正当であることを確認し文副詞に階層性のあることを示唆しようとするものである。

1. 1 a *Did Frank probably beat all his opponents?
b Did Frank beat all his opponents?
c Frank probably beat all his opponents.

1 b, cが非文でないところから、1 aが非文になっているのは、「疑問文であること」と「probably が共起していること」にあるのではないかと考えられる。疑問文であること、probably という語も命題に対す

る心的態度すなわち「法」(mood) 表現であるところから、

2. 一つの発話の中に異なる法的表現がおこってはいけない

という予想をたてた。そして法的表現として命令・仮定などの「法」(mood), 陳述緩和的な *may, must* などの「法助動詞」(modal auxiliaries), *probable, possible* などの「法形容詞」(modal adjectives), *probably, possibly* などの「法副詞」(modal adverbs), それに「語順」の変更(「前置」)⁽¹⁾ をとりあげ、それぞれについて共起関係を調べあげた。そのいくつかの例をあげてみる。

3 法助動詞と法動詞⁽²⁾

(?) *He may certainly have forgotten.* —Lyons

4 法助動詞と法形容詞

It will be $\left\{ \begin{array}{l} *probable \\ *certain \end{array} \right\}$ (to them) that he is taking it.

—Greenbaum

5 法助動詞と法

* $\left\{ \begin{array}{l} Will \\ Can \\ Must \\ Shoul \end{array} \right\}$ get off my foot! —Culicover

6 法助動詞と前置

?**Slowly John will E⁽³⁾ open the door.* —Jackendoff

*Did Frank probably beat all his opponents?' の構造

7 法動詞と法副詞

**Evidently* John *probably* left.

—Jackendoff

8 法副詞と形容詞

*It is *strange* that *possibly* they can leave early.

—今井ほか

9 法副詞と法⁽⁴⁾⁽⁵⁾

*Did Frank *probably* beat all his opponents?

—Jackendoff

* { *Certainly*
Regrettably }, get out of here.

—Corum

10 法動詞と前置⁽⁶⁾

**So fast* Tom *probably* ran that he got to Texas in ten minutes.

—Jackendoff

11 法形容詞と法

**When* is it *odd* that they arrived?

**What* was it *odd* that he had done?

—今井ほか

12 法形容詞と前置⁽⁷⁾

*It's *likely* that never in my life have I borrowed money.

—N. A. McCawley

13 遂行的な節⁽⁸⁾と法

**I am sorry* that Suzanne is not here, *is she*?

—Hooper—Thompson

14 法と法

**Did who* go home?

**If does* he come, you will come. —Katz—Postal

*Do you drink (?) and give me anyway. —今井ほか

15 法と前置

*Who into the house dashed? —Emonds

*Did Mary see who? —Culicover

16 前置と前置

*The house into ran the dog. —Emonds

これらの例は明白に予測が正しいことを示している。共起出来ているのはつぎの二種類の場合にかぎられている。

17 *Will they possibly* leave early? —荒木ほか

18 It *must surely* be just a beautiful relics from the past.
—Palmer

17では possibly は（くわしくは論じないが⁽⁹⁾）もはや命題に対する話者の心的態度をあらわす表現としても比較的よわい hedging, parenthetical⁽¹⁰⁾ のものである。また18の must, surely はいずれも蓋然性が

“Did Frank probably beat all his opponents?” の構造

たかいていることを表わす語であり、確信のつよい時はくり返しこれをのべることはそれなりに理にかなったことである⁽¹¹⁾。いずれにせよ17, 18はわれわれの主張に反するものではなく「発話における話者の心的態度が一貫していなければいけない」という主張は支持される。

このことは当然のことながらどの言語にもあてはまるはずで、たとえば、

- 18 a *出ていけでしょう。
b *たしかにジョンは多分でかけたのです。
c *フランクは多分敵をみんなやっつけたのですか?
d?*今まで一度として私は金をかりたことはないらしい。
e *もし彼は来るのですか?

などの例でもわかる。それが形態的に示されるか、音声的に示されるか、統語的に示されるかは言語によってちがうのであろう。⁽¹²⁾

2. つぎの文が意味的に同価 (semantically equivalent) であることは一般に認められている⁽¹³⁾。

- 1 a *Possibly* he smokes a pipe.
b *It is possible* that he smokes a pipe.

下線部はいずれも命題 he smokes a pipe に対する蓋然性をあらわす話者の心的態度の表現である。このことはまた、

- 2 A They won't be coming back.
B *Unfortunately*, no. ('*It's unfortunate* that they won't.') - Quirk et al.

の平行性にもみられる。Quirk et al. はまた 3 a, b の *strangely*, *strange* を「ほとんど、あるいは全くちがいにしに」かえうという⁽¹⁴⁾。

3 a *Strangely*, it was she who initiated divorce proceedings.

b *Strange*, it was she who initiated divorce proceedings.

4 a *It is strange* how she still likes him.

b *Strange* how she still likes him.

さらに 4 a, b を比較してみると *strange* を介して, *strangely*=*strange*, *strange*=*it is strange* からやはり *strangely* と *it is strange* の平行性を指摘することができる⁽¹⁵⁾。葛西 (1981) においてはこの平行性をふまえて議論した。

2.1 ところが中右 (1980) ではつぎのような議論によって, *surprisingly* とちがい *it is surprising* はモダリティ (= 心的態度の) 表現ではないという主張をする。すなわち,

5 a *Surprisingly*, he ate a lot.

b *It is surprising* that he should have eaten a lot.

5 a, b において *surprisingly* はモダリティ表現であるのに *it is surprising* は「心的作用の客体化された叙述であって命題の一部を成す」とする。

その理由の一つはつぎのようなものである。

6 a *Has John *fortunately* come?

*Did Frank probably beat all his opponents?’ の構造

b *Is it fortunate that John has come?*

疑問文に含まれているモダリティは、「ジョンがやって来た」という命題内容の真偽を不明としたうえで、その真偽そのものを問うているのに対し、aは「fortunately」に含まれるモダリティはその命題の真を前提とした上でそれに価値判断を加えている」。そこに2つの異質のモダリティにおける衝突があるからだとする。それに対し6bは「その命題の真を前提としたうえで、その命題に対するある種の客体化された価値判断の真偽を問うている」のだと言うのである。

またこの根拠としてはつぎのような付加疑問をつけたときにそれがみられると言う。すなわち、

7 a **Surprisingly he ate wild mushrooms, didn't he?*

b *It is surprising that he ate wild*

mushrooms, { isn't it?
*didn't he?

「surprisingly」は命題に対して話し手が下す価値判断を示すものである。その価値判断は命題内容が真であることを前提としたうえでしかなりたたない。しかるに、付加疑問は命題内容の真偽について話し手が確認を求めるのであるから、その確認する態度は、その命題内容が偽であることを前提としては成りたたない。ここでは、このように二つのモダリティの対立がある」からであるとする。

ここから法的表現としての fortunately, surprisingly と it is fortunate, it is surprising は全く別のもので、法副詞たる前者だけがモダリティであり、後者はそうでないとする。6, 7に示された a, b 両者の違いはまさにその通りであろう。しかしこのことが it is fortunate (surprising) が心的態度の表現、モダリティでないとする決定的

な根拠たりうるだろうか。

われわれの考えによれば 6 a, 7 a の文が示しているのは結局、それぞれ一つの命題、John has come, he ate wild mushrooms に対して fortunately, surprisingly という法的表現があるのに、さらに同一の命題に対して 6 a では疑問、7 a では付加疑問という異なるもう一つの法的表現が共起しているために、ともに非文になっていることを示しているにすぎない⁽¹⁸⁾。

6, 7 の文は fortunately, surprisingly が法的表現であるのに、it is fortunate, it is surprising が法的表現でないということを示しているのではなく、むしろ、法的表現には振まいのちがう二種類があるということを示しているにすぎないのではあるまいか。このことを考えるためにつぎの例文をみてしよう。

2.2.1 中右 (1979) は、

- 8 a 「文の意味内容はつねに、命題(内容)とモダリティとの二大成分から成る」
- b 「読者がある状態に対して示す心的態度である」
- c 「発話時における心的態度である」

とモダリティを定義する。そして、

- 9 a *I think* you like roast goose, $\left\{ \begin{array}{l} *don't\ I? \\ don't\ you? \end{array} \right.$
- b *I imagine* he is dating my wife, $\left\{ \begin{array}{l} *don't\ I? \\ isn't\ he? \end{array} \right.$
- c *I guess* that he likes foreign beers, $\left\{ \begin{array}{l} *don't\ I? \\ doesn't\ he? \end{array} \right.$

* Did Frank probably beat all his opponents?' の構造

d *I'm not sure acupuncture really works,* $\left\{ \begin{array}{l} \text{*am I?} \\ \text{does it?} \end{array} \right.$

a - d の文で *I think, I imagine, I guess, I'm not sure* は、話者の発話時における心的態度を表わしているから、「定義上」モダリティ表現であるとする。モダリティは命題の外にあることが必要であるが、7, 9 では付加疑問によってそれをたしかめようとするのである。それはそれでよい。しかし 7 b から付加疑問の部分を取り去った部分、つまり 10

10 *It is surprising that he ate wild mushroom.*

において *It is surprising* は中右の定義 8 から少しもはずれていないと思われない。命題の外にあり、命題に対する、話者の発話時における心的態度を表わしていることは明白である。中右の議論は *it is surprising* がモダリティでないということを証明しているのではなく、実はモダリティにそれぞれ振まいがちがう *surprisingly* のタイプと *it is surprising* のタイプの二種類があることを示しているのではなからうか。それにしても「いちばん強力な証拠は、付加疑問のありように関するものである」と、モダリティが命題の外にあることを証明するのに付加疑問にこだわらせているのは何であろうか。

2.2.2 いま仮りにモダリティは「付加疑問のありよう」で決定する、としよう。

11 a *I believe that Dr. Spock is innocent.*

b *Don't I?* 36

b' *Isn't he?* 10

-Langendoen

11 b, b' は 11 a に対する付加疑問として46名の解答者が与えた結果である。中右によれば I believe は「定義上」モダリティと考えられるから付加疑問はすべて 11 b' Isn't he? となるはずである。しかし事實はそうではない。

しかし一般に言われるように (たとえば Hooper, Cushing) believe には大きく④、「十分な文字通りの意味」をもつ non-parenthetical な場合⑤、話者の心的態度を表わす (Nakajima) parenthetical な場合が考えられるが、このようなちがいを認めるとすると 11 b, b' のちがいはこの意味のちがいのためと考えられる。当然 b は④と考えられるが、その時ですらそう考えないものが10人いることは注目すべきである。このことはつぎの例でも同様である。

12 a Dr. Spock is innocent, I believe.

b Don't I? 7

b' Isn't he? 38

b'' Isn't it? 1

ここで付加疑問からも I believe はモダリティとしか考えられないが、結果は11の場合と同じことを逆のかたちで示している。付加疑問はモダリティであるかないかの決定的な基準とはかならずしも言えないことを示している。しかもこのことはつぎの例を考えあわせるるさらに興味あることを示唆している。

13 a Dr. Spock, I believe, is innocent.

b Isn't he? 43

b' Don't I? 3

すなわち、I believe が 11 では文頭、12では文尾であり、いずれの場合も2割かた逆の結果をみせたが文中にある13でははっきりモダリティ

“Did Frank probably beat all his opponents?” の構造

性質を示している。これまでの例からつぎのようなことが言えると思う。

14 a It is surprising を法的表現でないとする付加疑問には決定的かつ明確な理由はない。

b I believe も意味、位置により法的表現らしさに差を生ずる。

この結果を付加疑問を付した場合を考えて段階づけすると、

15 a It is surprising —surprisingly

b I believe (文頭) —I believe (文尾) —I believe (文中)

c It is surprising —I believe —surprisingly

15 a, b のようになるが、14 a の主旨を含めて整理すると15 c のようになると思われる。左によるほど独立した命題としての振まいをすると考えられる。しかも法的表現としての文副詞にも文頭、文中によって意味を多少異にする⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾ことを考えあわせると、命題に対する法的表現はその意味・振まいは決して均質ではなく段階があり左ほど独立の命題をつくりやすいものとしてとらえることができる。これを付加疑問によりはっきり二分することは事実をとらえないことにならないであろうか。

2.3 これまでのことと関連してつぎの文をみよう。中右 (1980) は16, 17についてつぎのような説明をする。

16 a No one *possibly* can leave early.

b *Never can they *probably* leave early.

17 a *Possibly* they can't leave early.

b They *possibly* can't leave early.

16, 17のちがいは16では否定辞が文頭にあり, モダリティたる *possibly* よりも広い作用域をもっていることである。もともと蓋然性というのは常にプラスのものであるから否定の中にあることは出来ない。これが16が非文で17が非文でない理由であるとする。一般論としては N. A. McCawley も認めているようにその通りであろう。中右はさらにこれを敷衍し, 否定領域ばかりでなく「不確定的」(不透明)なコンテキストでも18のように非文になるとする。

18 a *They can't *probably* leave early.

b *Can they *probably* leave early?

c *I asked whether they could *probably* leave early.

d *If they can *probably* leave early, they will do it.

e *Only on Sundays can they *probably* leave early.

bは直接疑問, cは間接疑問, dは条件節, eは「否定的な中身をもった要素の作用域」にモダリティ表現をもつから非文になるのだとする。a-dが「不確定的」であるというのはそれとして認めることができる。eの例をおなじように見ることができるだろうか。

これを考えるために中右のあげる つぎの例の説明のし方をみてみよう。

19 a Bill *apparently* has never seen anything to compare with that.

b Tom *probably* ran so fast that he got to Texas in ten minutes.

20 a ??Never has Bill *apparently* seen anything to compare with that.

b ??So fast did Tom *probably* ran that he got to Texas

in ten minutes.

少しながいが関連の説明の部分を引用してみる。

19 a, b では「apparently と probably とは命題内容の真理性に対する話者の然るべき査定的判断を示すので、その作用域は命題全体に及ぶ。他方 never, so は話者の何らかの心的態度を反映させるとしても、その作用域は命題の中の一部、正確には、その右側の部分にとどまっている。したがって、ここにはモダリティにおける衝突は生じていない」。しかし「never, so が文頭に移動し、主語、助動詞倒置が加われば事情は一変する」19 a では apparently によって話者は「ビルがそれについて比べるべきものを見たことがなかった」という命題について、その真理値を推測しているにすぎないのに対し、16 a は「never の位置によって話者は、同一命題についてその真理値を確信しているのである。話者がこの推測と確信とを同時に主張することには矛盾がある。(8) b (ここでは 20 b) の不自然さもまったく同じ理由による」(下線引用者)のだとする。

すでに見たようにモダリティ表現は否定の領域や「不確定的」なコンテキストでは非文をつくることが上の 16-18 の各文でも示された。しかし 20 a においては Never が否定の作用域を広くもつことではなく（もし 16-18 のような論理であれば広くもつことになるのだが——またそうであれば So にあてはまらない。So は否定をあらわれていないから。）、Never の前置はその命題への確信を表わす、ということになっている。16-18 の論理と 19-20 の論理はかならずしも統一されていないように思われる。これらの倒置された文に共通していることは、その一部が前置される時には、その部分が前置されない文が真であることが前提になっており、しかも文頭に出された部分が強められているということである。つまり 21 a, b では 22 a, b が当然真とされ、Never, So fast の前置はその確信の度合いが大きいこと——すなわちこの命題に対する話者の心的態度を表わしているのである。

- 21 a Never has Bill seen anything to compare with that.
b So fast did Tom run that he got to Texas in ten minutes.

- 22 a Bill has never seen anything to compare with that.
b Tom ran so fast that he got to Texas in ten minutes.

20 a, bが奇妙な文になっているのは、一方で強い確信の表現をしているながらも一方では *apparently, probably* という態度の異なる表現が共起している、つまり話者の態度に一貫性がないからにほかならない。

23の文が非文なのは一つの文に前置が二度おこっておりどこを強めようとするのかについて態度が一貫しないからである。

- 23 a *The house into ran the dog.
b *Into the house the chairs the boys shoved.
c *Speaking to now the president is our top reporter.
cf. d *It was yesterday John who replied politely.

—以上 Emonds

—Greenbaum

18 b - e (便宜上24 b - eとしてくり返す) が非文となるのは、b

- 24 b *Can they *probably* leave early?
c *I asked whether they could *probably* leave early.
d *If they can *probably* leave early, they will do it.
e *Only on Sundays can they *probably* leave early.

では「疑問」と *probably*, c ではやはり「疑問」と *probably*, d では「仮

定法」と probably, e では「前置」と probably というように心的態度の異なるものが共起しているからとする方がはるかに統一的ですっきりする。

最後に以上のことをふまえてつぎの文をみてみよう。

- 25 a **It's strange* that he may be a good man.
b **It is strange* that possibly they can leave early.⁽¹⁹⁾
c **It is doubtful* that he did it and it is certain that he did it.
d **When is it odd* that they arrived?
e **It's strange* that those cars need a tune-up, don't they?
f **It's likely* that never in my life have I borrowed money. — N. A. McCawley

25のすべての文は法形容詞による一つの法的表現ともう一つの異なる法的表現, つまり a では法助動詞 (may), b では法副詞 (possibly), e では法形容詞 (certain), d, e では疑問, f では前置が共起しておりこれが話者の心的表現に一貫性が欠けるものにしており, そのために非文になっていると考えられる。

以上みてきたところからつぎのように言えよう。すなわち, 当のものが法的表現であるかどうかは一つの発話全体の中できまることであり, その性質をみても *it is strange* タイプの表現は法的表現としての性質を充分もっていると言ってさしつかえない。また法的表現には段階があって独立した命題の形をとりやすいものもあるが, 付加疑問による判別法はさまざまな法的表現のうち *it is strange* のタイプのものとそうでないものの二分のために有効であるにすぎない。当の表現が法的表現であるかは付加疑問できまるのではなく, 文中の他の法的表現との類似性

の大きさできめるべきであろう。

3. Nakajima (1982) は、副詞を、例にあげつつつぎのように四種に分類している。

- 1 a Group-A: speaker's attitude, opinion, judgement
fortunately, happily, sadly, surprisingly, astonishingly, thankfully...
- b Group-B: probability of truth of proposition
probably, possibly, maybe, certainly, evidently, clearly....
- c Group-C: adverbs of time, frequency, manner, instrument, place, etc. are "restrictive adverbs" in the sense that they modify a whole V (or V') and restrict the meaning of the VP.
- d Group-D: manner adverbs

3.1 Group-C, Group-D にもとに manner とあるのは一つの問題であろうが、つぎのような 'environment' で区分する。

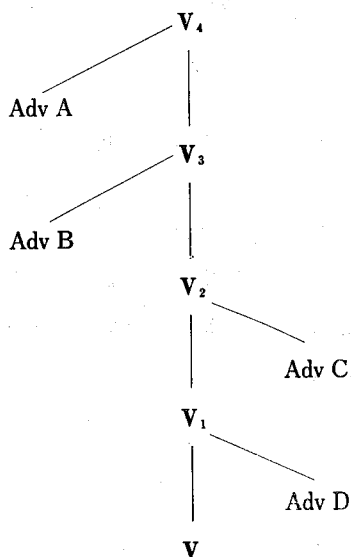
2 environments adverbs	(i) main S assertive embedded	(ii) nonassertive embedded S embedded Q infinitive S	(iii) gerundive
Groupe-A (V ¹)	OK	*	*
Groupe-B (V ³)	OK	OK	*
Groupe-C (V ²)	OK	OK	OK
Groupe-D (V ¹)	OK	OK	OK

3.2 Group-C, Group-D が分布の上でも共通なのは注目しておかなくてはならない。つぎにこの四種に3でみるような階層を仮定し、

- 3 ... the hierarchically closer to the head, V, the constituents appear, the more easily they can occur in the focus position of a cleft sentence.... the hierarchically closer to the head the constituents are, the more focal they are.

つまり中心語 V に階層的に近いほど、分裂文の焦点の位置にあらわれうるとする。そしてこのことは4のような図により明確なかたちで示しうるとする。

4



副詞には動詞にかかるもの、文全体にかかる文副詞などの区別はよく知るところであるが4は副詞のより細い区別を階層的に非常にわかりやすく示している。われわれの関心は文全体にかかる副詞であるから、こ

ここでは Group-A (Adv A), Group-B (Adv B) を考えてみることに
なる。

3.3 Nakajima は Adv A, Adv B はつぎのようなちがいを見せると
いう。

- 5 a **Fortunately*, he had *surprisingly* had his own opinion
of the matter. (A-A)
- b **Certainly* he had *evidently* had his own opinion of
the matter. (B-B)
- c *Fortunately*, he had *evidently* had his opinion of the
matter. (A-B)
- d **Evidently* he had *fortunately* had his opinion of the
matter. (B-A)

つまり、まず A, B おなじ種類のものどうしは共起できない。異なるもの
の場合は序列によって非文になるときとそうならないときがある。一般
的には非文の場合は話者の態度の不一致によるという主張でよいがその
ほかに Adv A と Adv B の間に主張されるようなちがいがあると認
めなくてはならない⁽²⁰⁾。然しそうだとし果してそのちがいは 4 に示
されたようになるであろうか。

4.3.1 副詞の中には

- 6 a *Frankly*, she isn't very stupid.
 - b *If I may be frank*, [*I would say (that)*] she isn't
very stupid.
 - c *To be frank*, [*I would say (that)*] she isn't very
stupid.
- Greenbaum

a に対応する b, c をもついわゆる文体離接詞 (style disjunct) があることは知られている。この種の副詞は話者がつぎの命題を言う、その言い方についてのべたものであって、確実に命題の外にある。さらに言えばこれらの副詞は命題について話者が、意見や判断をのべたりする Group-A、命題の真理の蓋然性をのべる Group-B の外にあることは 7, 8, 9 の文でも明白である。

7 *Seriously,* }
 Candidly, } how do I look ?

8 *Honestly,* } } don't tell him about it.
 Confidentially, } } let's not tell him about it.

9 a ??*Frankly, obviously* John left early.

b *Frankly,* John *obviously* left early.

c **Obviously, frankly* John left early.

d **Obviously, John frankly* left early. -Schreiber

9 の a, b は *frankly, obviously* が共起している点からこれらが性質が別であること、c, d は *frankly* は *obviously* より先に出るべきものであることを明白に示している。すなわち、蓋然性などのように命題に対する話者の心的態度を表わす副詞に命令、疑問などおこりえないが、この種の文体離接詞はおこりうるのである。しかもはっきり階層も Group-A, Group-B の上である。

以上のことはつぎのことを示していると言える。すなわち、命題そのものと、それに対する話者の態度にも段階的なちがいがあること、これは一般に認められているように (たとえば Greenbaum), 文副詞には①命題の真偽性に関するもの (*evidently, probably...*), ②命題に関するもので①以外の態度を表わすもの (*fortunately, ironically...*), ③話者

がその命題を言い表わすその言い方に関するもの(いわゆる文体離接詞: frankly, honestly) の三種類があるということが正当であるばかりでなく、これらは話者そのものにかかる話者に近いものから命題にかかるものへと順に③②①と明確な階層をなしているのであることである。前章でみたように命題にはそれに対する態度を表わすのに別の命題をつくりやすいものとそうでないものが階層的にあることをみたが、ここではおなじ命題をめぐる話者がどういう態度でその命題をみるかによってもその表現にやはり階層があることをみたことになる。

もしそうだとすると階層のいちばん上と考えられる③の種類の副詞は4の図ではどのように位置づけられることになるのであろうか。V⁵をもうけるのであろうか。これが Adv A, B をめぐっておこりうる疑問の一つである。

3.4.2 5に与えられた非文は基本的には一つの命題に異なる表現があるからだと言えるが、5cが非文でないのはNakajimaの主張が正当であり、いずれこの点からの精密化が必要となろうが今はこれ以上ふれない。つぎに5の各文にでている副詞が個別的にあらわれる場所と可能性について考えてみよう。

10 Group-A

a *Fortunately*, her uncle gave a present to Mary.

b I can *fortunately* understand her message:

—以上 Greenbaum

11 Group-A

a *Surprisingly*, your father owns a car.

b Your father *surprisingly* owns a car.

—以上 Greenbaum

12 Group-B

- a *Certainly* your children disliked me.
- b Your children *certainly* disliked me.

—以上 Greenbaum

13 Group-B

- a *Evidently* he was dissatisfied.
- b He was *evidently* dissatisfied.

これらの例文は明確に Group-A, Group-B とともに基本的には4の V^4 , V^3 のいずれのところにもおこりうることを示している。すなわち、2で見たような 'environment' のちがいが Group-A, Group-B の間にあるとしても10-13でみたような生起する場所を共有していることは明白である。とするとこの事実をどのように4のような仕方で図示されたものに関連づけることができるであろうか。これが第二の疑問点である。

いくつかの可能な方法が理論的にはありうる。

- 14 a Group-A, B とともに V^4 に属するものとする。それらが一つの文に共起した時、そのうち Group-B のみを V^3 に移動させる。
- b Group-A, B とともに V^3 に属させる。それが共起した時、Group-A のみを V^4 に移動させる。
- c 最初から Group-A は V^4 に、Group-B は V^3 に属させる。

まずcについては上で見た事実、つまりいずれも命題にかかるものであり、生起する場所も共通であることからすると (Group-A, Group-B に階層のちがいがあるというだけで) Group-A を V^4 に、Group-B を

V³ にしなくてはいけないという積極的な理由はない。それでは a, b のどちらかと言えば、命題全体にかかるこの種の副詞が、その性質上、できるだけ作用域を広くもつように主語の前に来るのが自然とすれば⁽²¹⁾、a の方法をとらざるを得ないことになるだろう。

しかし現実には文体離接詞があり、これと Group-A, B と性質、階層のちがいの大きさをみると V⁵ の可能性を考えざるを得ない。だが上でみた Group-A, B の共通な点も考慮すると副詞全体としては V⁴ を文体離接詞を、V³ を命題にかかるものにあて、この中に Group-A, Group-B を区別する方がバランスがいいのではなかろうか。

結局、以上のことをふまえる限り、Nakajima (1982) が示しているのは Group-C, Group-D はともかく「命題全体にかかる副詞には階層のちがう二種類のものがある」ということであり、例文 5 c はまさにこのことを示すものであった。しかし全体としては、この点からの精密化の必要はしなくてはならないが、基本的に「話者の心的態度の一貫性」が必要なことは他の例文が示す通りである。

4. 今までは命題全体にかかる副詞という点から、話者の態度の一貫性に必要なことを見てきた。以下ではそれ以外の点からこの一貫性の必要性が認められることを示したい⁽²²⁾。

4.1 Banfield (1978) は直接話法にのみあらわれうる構造にはつぎのようなタイプがあるとしている。そのうちのいくつかの例をあげてみよう。

1 Root transformation

- subject-auxiliary inverson in question

a Peter asked, "Can it be that I am in love with her?"

b *Peter asked (whether) could it be that he was in love with her.

*Did Frank probably beat all his opponents?' の構造

• directional adverb preposing

a He shouted, 'Away I must go.'

b *He shouted that away he must go.

2 Expressive elements and constructions

• exclamation

a He sighed, 'Ah, no, I cannot know it!'

b *He sighed that ah, no, he could not know it!

• Verbless exclamatory construction

a Clarissa exclaimed, 'What a lark!'

b *Clarissa exclaimed that what a lark!

3 Incomplete sentences

a Clarissa whispered, 'There!'

b *Clarissa whispered that there.

4 Direct address (vocative)

a Egbert whispered to her: 'I want you, Winfred?'

b *Egbert whispered to her that he wanted her, Winfred.

5 Different dialects or languages in introductory and quoted clauses.

a Anse said, 'I reckon it ain't no need to worry.'

b *Anse said that he reckoned it warn't no need to worry.

そしてこれらの文から6のような一般性を引き出す。

6 The One Expression / One Speaker Principle

For every expression (E), there is a unique referent of *I* (the speaker) and a unique referent of *you* (addressee).

さらに間接語法を含む文はただ一つの E node に支配されているはずだから、ただ一人の話者がいるはずであり、このことは間接語法は、paraphrase の一形式——つまり誰かのことばを自分のことばに言いかえるという考え方と一致するとする。そしてこのことは、さらにつぎのことにも関連する。

7 Helen reminded me that Jack, *damned him*, might be late again.

8 The *poor* girl was drenched.

つまり、7の‘damned him’という‘expressive element’はHelenの態度ではなく話者(me)の態度をあらわしており、8の‘poor’という‘evaluative word’は当の少女に対する話者の態度をあらわすという⁽²³⁾。そして6を9と一般化する。

9 The 1 E / 1 Consciousness Principle.

For every node E, there is a unique referent, called the subject-of-consciousness, to whom all expressive elements are attributed.

話者の‘状態’(state)を表わす構造というのは常にその表現‘expression’の唯一の読者に属するものであるから、直接引用によるしか話者は他人の‘状態’を表現することはできず、ただその‘状態’を記述することができるだけなのである。表現はすべて話者が一人にしか表われてはならず、唯一の意識の主体者の観点からのべられていなくては

‘* Did Frank probably beat all his opponents?’ の構造

けないのである。これが6の『一話者の原則』であり9の『一表現・一意識主体の原則』である。これこそまさしく「発話において話者の心的態度が一貫していなくてはならない」というわれわれの主張と一致するものである。

4.2.1 Schachter (1977) は 10 a, b の文から等位継続するにはそれなりの制約があることに注目する。

10 a The scene of the movie and of the play was in Chicago.

b *The scene of the movie and that I wrote was in Chicago.

11 a *What are you doing and shut the door.

b *John ate with his mother and with good appetite.

c *John probably and unwillingly went to bed.

そして11が非文なのは a では疑問と命令, b では同伴 (accompaniment) の句と様態の句, c では話者指向の副詞と主語指向の副詞というように性質のちがうものが等位接続されていることにあると言う。等位接続しうるものは統語範疇がおなじであることに加えて, 意味機能がおなじであることが必須であるとして, これを12の制約にまとめる。

12 The Coördinate Constituent Constraint

The constituents of a coördinate construction must belong to the same syntactic category and have the same semantic function.

11 a の文こそ一貫した心的態度の必要性を説くために使ったタイプの

文であり、われわれはこれを、前半が疑問、後半は命令という二つの異なった心的態度の表現があるため全体として非文になるとしたのであった。b, cはともにとらえ方のちがうものが接続されていることが全体として話者の態度の一貫性のなさを示していることになるのである。

4.2.2 これは Fillmore (1968) がその「格文法」の考え方の中で、**John and a hammer broke the window.* が非文になるのは、John は動作主であるのに a hammer は道具であって、異なる「格」を等位接続したためであるという説明と平行する。等位接続できるのはおなじ「格」のものだけなのである。

4.2.3 全く同様の主張が Bolinger (1971), Kuno (1974) にもよみとることができる。

13 a **He's clever and waiting.*

b *He's ready and waiting.*

—Bolinger

14 a **John likes singing songs and Mary.*

b **John expected Mary's departure and that Jane would arrive.*

—Kuno (1974)

13 a が非文なのは clever が‘永続的’(permanent)なものであるのに対して waiting は‘一時的’(temporary)で性質の異なる形容詞が接続されているためであり b がそうでなのは ready, waiting とともに‘一時的’なものだからと言っている。このことは 14 a, b についてもおなじであり、Kuno はこれにつぎのような Rule をたてる。

15 Conjoined noun phrases must be similar in syntactic shape and semantic category.

そしてつぎの16aがよい文であるのに、bが奇妙なのは、aの pills for headache, pills for gout いずれも headache, gout をなくするための pill であるが、bの pills for fertility では fertility を促す pill でありもう一方の pills for headache と視点のちがうものが等位接続されているからであろう。等位接続されるのは常に統一された視点から見られたものでなくてはならないのである。

16 She bought a year's supply of pills for

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{a headache and gout} \\ \text{b ?headache and fertility} \end{array} \right\} \quad \text{—Levi}$$

4.3 この視点と統語論の間の関係を別の点から説いたのが Kuno-Kaburaki (1977) である。彼らは、文には話者が記述している出来事に参加しているもの (participant) に対して、話者がどのような態度をとっているか自ずからでてくるとし、その参加者に話者が一体化 (identification) しているかどうかを特徴づけるのに「感情移入」(empathy) という概念を使うのである。

当然のことながら自分は自身に一番感情移入 (empathyse) しやすい、つまりだれでも自分の観点からのべるのが一番簡単で自然である。

16 a *John ran into me on the street.

b I ran into John on the street.

「私」と John という二人の参加者の会うという出来事の中で、は「感情移入」しやすい「私」についてのべるbの文の方が自然なわけである。話し手たる「私」のつぎにきき手、第三者の順で「感情移入」しにくくなっていくのだが、いま、第三者どうし、John, Mery (Johnの妻)の二人の参加者について考えてみる。

- 17 a John hit Mary.
b John hit his wife.
c Mary's husband hit her. —Kuno (1976)

aは「感情移入」については「中立」(neutral)な文とされる。bはJohnの立場から書かれており「感情移入」はJohnにされている。cはMaryの立場からのべられMaryに「感情移入」されているという。

- 18 *Then, Mary_i's husband_j hit his_j wife_i. —Kuno (1976)

18が非文なのはMary's husbandという表現は明白にMaryに「感情移入」されており、Maryの立場に立つ表現であるのに、his wifeは逆にJohnに「感情移入」されJohnの立場からの表現であり、同一の文の中に二つの異った「感情移入」の焦点があるからとする。ここから一つの文の中には相異なる二つ以上の「感情移入」の焦点があってはならないとしてつぎの原則をたてる。

19 The Ban on Conflicting Empathy Foci.

A single sentence cannot contain two or more conflicting foci of the speaker's empathy.

Kuno自身の「話者の態度」(speaker's attitude)という表現でもわかるように「感情移入」は確実にわれわれの関心にふかくかかわるものであり、その焦点が単一の文に異ってあってはならない、というのはわれわれの主張そのものである。

5. 以上のまとめをしてみよう。1. では発話の中で話者の態度が一貫していなければならないことをとくに蓋然性をあらわす法的表現によって概略をのべた。

2. では *it is strange* などは法的表現でないとする中右の考え方に對し、それは *strangely* などと振まいのちがうことを表わすのであって法的表現でないことをあらわすものではない。法的表現であるかどうかは法的表現全体の中で考えられるべきで、付加疑問による方法は振まいのちがうものを弁別するにすぎないだろうということ、さらに法的表現には階層があって、独立した命題のかたちをとるものとそうでないものが段階的にあることも示唆した。

3. では命題にかかる副詞には Group-A, Group-B の二種類があり、階層があるという主張は正当であること、これに文体離接詞も含めて、文体離接詞, Group-A, Group-B とはっきり階層をなすことを示した。しかし Group-A, B のうち前者を V^4 に、後者を V^3 に帰属させるという考えにはその必然性がないことをのべた。

4. では命題にかかる副詞以外の点から、態度の一貫性の必要についてのべた。まず 4.1 では、発話の中では、話者はだれかの発話を伝えるには直接引用によるか、話者のことばとして解釈しなおしてのべられなくてはならないこと、つまり話者の立場が一貫して通ってはいなくてはならないことを Banfield を引用して示した。4.2 では一つの文の中で要素が等位接続されるとき、接続される要素は統語範疇がおなじものであるという Schachter の等位要素についての制約、4.3 では単一の文の中に二つ以上の「感情移入」の焦点があってはいけないという Kuno の制限についてふれこれらはいずれも文の中では話者の視点は一定してはいなくてはいけないことを示した。

以上のべたすべての点から、発話における話者の心的態度が一貫してはいなくてはいけないことは動かしがたい事実と思われる。

小稿は葛西 (1981) で主張したことが基本的には正しいことを示したことになろう。また、文にかかる副詞といわれるものの中にも *possibly* のような命題の蓋然性を表わすもの、*fortunately* のように (蓋然性以外の) 話者の判断を表わすもの、さらに話者の発話の仕方についての *frankly* など区別出来、この順で階層をなしていると考えられること、

独立した命題の形をとるものとそうでないものがありうることを示唆した。将来この点から精密化する必要があるであろう。

最後に発話は話者の一貫した観点からのべられていなくてはいけないという主張は、文中の時制、副詞、代名詞つまりはいわゆる『私的言語』⁽²⁴⁾に深くかかわるものであることもつけ加えておこう。

— 註 —

- (1) 音調、語順などを法的表現とみうる根拠については葛西 (1981)。注(6)
- (2) Palmer (1979) p. 57 ‘... in general, epistemic modals cannot be modified by adverbs’. 3の例文は may が epistemic (陳述緩和的) なとき? となると考えられる。
- (3) E は Epistemic (陳述緩和的)
- (4) Jackendoff, p. 85 ‘... S adverbs are semantically incompatible with the soliciting of information’. Bellert, ‘... Purely modal adverbs do not occur in questions.’ Greenbaum, p. 111 ‘... Most attitudinal disjuncts may not appear with questions, whether yes-no questions or wh-questions.’
Quirk et al. p. 517. ‘... Most attitudinal disjuncts cannot appear in any position in questions.’
- (5) Quirk et al. p. 517. ‘... Most attitudinal disjuncts cannot appear with imperatives.’ Greenbaum, p. 112. ‘Attitudinal disjuncts may not appear within imperative or optative clauses.’
- (6) Jackendoff, p. 86. ‘... inversion would introduce some semantic factor not present in noninverted forms, and this factor would be incompatible with the readings of S adverbs.’
- (7) N. A. McCawley は非文の理由を、主節が ‘very lukewarm commitment’ でしかないのに従節が ‘100 percent commitment of the truth’ であり、全体として ‘conflicting endorsement’ であるからだとする。
- (8) name, apologize などのいわゆる遂行動詞による遂行節をまねたものだが適当なよび名がないのでここうした。これを法的表現の一つと見るのは問題はなからう。葛西 (1981) 参照。
- (9) 葛西 (1981) 参照。
- (10) hedging については Lysvåg を参照。たとえば Hooper-Thompson, Hooper は parenthetical について ‘mild reservation’ を表わすという。
- (11) この考え方の正当なことは「調和的なものはつよめ合う」という Lyons のことばにもみられるがくわしくは葛西 (1981)。

- (12) 「疑問」の意味を、語順をかえることによって表わすか、「か」のような形態で表わすか、上昇音調で表わすかのちがいは本質的なことではない。
- (13) たとえば Greenbaum, pp. 149-50.
- (14) Greenbaum は、
 (i) *More remarkable still*, the ‘A’ has completely outpassed the ordinary shares, only 39 parent up.
 more remarkable ... は意味をかえずに more remarkably ... におきかえうとする。
- (15) 本学の米人教師は、
 (i) Strange that he is guilty.
 (i) の文は普通つかわないが、強いて言えば文頭に It is が省略されていると考えられ、付加疑問は, isn't it? となると言っている。
- (16) この点こそ葛西 (1981) の主張の根底にあるものである。
- (17) おなじ文副詞といわれるものでも文頭と文中で多少ちがいがあり、文副詞の場合には、文頭のものが一番法的表現らしく、文中では弱まっていくことがわかっているのでここでも段階が考えられる。
- (18) いわゆる法副詞にも蓋然性の度合によって段階が probably(likely) > perhaps > possible のようにあることは知られている。
- (19) これには (i) という正しい文がある。この理由については葛西 (1981)。
 (i) It is strange that they possibly can leave early.
- (20) Schreiber (1971) の (i) (ii) の例文は、この possibly タイプ、fortunately タイプの区別の正当性を示している。
 (i) a *Is he ironically a scholar?
 b *Is he surprisingly a scholar?
 (ii) a Is he clearly a scholar?
 b Is he possibly a scholar?
 (iii) a Is it clear that he is a scholar?
 b Is it possible that he is a scholar?
 (ii) はわれわれの主張に反する。しかし (ii) の文は (i) の文とちがいが、どちらかという (iii) の意味でありそうすると法的表現は一つであるから基本的にはわれわれの主張に反しないように思う。しかしこれにはさらに検討が必要である。
- (21) たとえば Greenbaum p. 191 ‘Just over half of those that are unquestionably attitudinal disjuncts occur in initial position.’ Halliday (1970) p. 359. Palmer (1979) p. 173, Quirk et al. p. 517.
- (22) 葛西 (1981) でこの可能性に言及したがここでは少し、具体的に示す。
- (23) この種の語が話者の心的態度の表現でありうことは葛西 (1981) でもすでにふれた。なお Kuno-Kaburaki (1977) に ‘they (= adjectives that describe

internal feelings that do not usually have an external manifestation) are best suited for describing the speaker's own feeling, as in *my beloved wife* and *my dear old friend*...

(i) ?? Someone talked to me about his beloved wife.

(ii) ?? One should not brag about one's beloved wife.

(iii) ?? A stranger talked to me about his old dear friend.

②4 葛西 (1970) 「人称、時制にみる『私的言語』の一面」を参照。

References

荒木一雄ほか (1977) 現代の英文法『助動詞』研究社。

Banfield, A. (1973) "Narrative style and the grammar of direct and indirect speech" *FL* 10.

Bellert, I. (1977) "On semantic and distributional properties of sentential adverbs" *LI* 8-2.

Bolinger, D. (1971) "The Nominal in the Progressive" *LI* 2.

Corum, C. (1974) "Adverbs...long and tangled roots" *CLS* 10.

Culicover, P. (1976) *Syntax* Academic Press.

Cushing, S. (1972) "The semantics of sentence pronominalization" *FL* 11.

Emonds, J. (1969) *Root and structure preserving transformation* Indiana Univ. Ling. Club.

—— (1973) "Parenthetical clauses" *You take the high node and I'll take the low node*. *CLS*.

Fillmore, C. (1968) "The case for case" *Universals in Linguistic Theory* eds. E. Bach et al. Holt Rinehart.

Greenbaum, S. (1969) *Studies in English Adverb Usage*. Longman.

Halliday, M. A. K. (1970) "Functional diversity in language as seen from a consideration of modality and mood in English" *FL* 62.

Hooper, J. B. (1973) "On assertive predicates" *Syntax and Semantics*. 4. ed. Kimball. Academic Press.

—— and Thompson, S. (1973) "On the applicability of root transformation" *LI* 4.

今井邦彦ほか (1978) 現代の英文法『文Ⅱ』研究社。

Jackendoff, R. S. (1972) *Semantic Interpretation on Generative Grammar* MIT

葛西清蔵 (1970) 「人称、時制にみる『私的言語』の一面」『函館英文学』Ⅹ, 函館英語英文学会。

—— (1981) '*Did Frank probably beat all his apponents? の構造' 『北海道大学文学部紀要』30-31.

- Katz, J. and Postal, P. (1964) *Integrated Theory of Linguistic Description* MIT.
- Kuno, S. (1974) “Lexical and contextual meaning” *LI* 5-3.
- (1975) “Three perspectives in the functional approach to syntax” *Functionalism* eds. Grossman et al. CLS.
- (1976) “Subject, theme, and speaker’s empathy” *Subject and Topic* ed. C. N. Li Academic Press.
- and Kaburaki, E. (1977) “Empathy and Syntax” *LI* 8-4.
- Langendoen, D. T. (1970) *Essentials of English Grammar* Holt Rinehart
- Levi, J. N. (1978) *The Syntax and Semantics of Complex Nominals*. Academic Press. 『複合名詞の形態と意味』 杉浦ほか訳 こびあん書房。
- Lyons, J. (1977) *Semantics II* Cambridge Univ. Press.
- Lysråg, P. (1975) “Verbs of hedging” *Syntax and Semantics* ed. Kimball. Academic Press.
- McCawley, N. A. (1977) “What is the emphatic root transformation phenomenon?” *CLS* 12.
- Nakajima, H. (1982) “The V system and bounding category” *LA* 9-4.
- 中右 実 (1979) 「モダリティと命題」『英語と日本語と』 林 栄一教授還暦記念論文集 くろしお出版。
- (1980) 「文副詞の比較」日英語比較講座第二『文法』 国広編 大修館。
- (1981) 「モダリティと命題」『現代の英語学』 開拓社。
- Palmer, F. (1979) *Modality and the English Modals* Longman.
- (1974) *The English Verb* Longman
- Quirk et al. (1972) *A Grammar of Contemporary English* Longman.
- Schachter, P. (1977) “Constraints on coördination” *Lg* 53-51.
- Schreiber, P. (1971) “Some constraints on the function of English sentence adverbs” *LI* 2-1.
- (1972) “Style disjuncts and the performative analysis” *LI* 3-3.